

本州四国連絡高速道路（株）入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和４年７月２７日（水） 本社１３階 会議室	
出席委員	乗 鞍 良 彦（弁護士） 清 野 純 史（大学教授） 池 田 千 鶴（大学教授）	
審議対象期間	令和３年１０月１日～令和４年３月３１日	
抽出案件	抽出案件 ５ 件	件名
一般競争	１ 件	・ 引越荷物運送（単価契約）
条件付一般競争	２ 件	・ 令和３年度神戸管内舗装補修工事（その２） ・ 令和４年度神戸管内社屋等施設保守管理業務委託
指名競争	１ 件	・ 令和３年度粒江ＰＡ（上り）喫煙所移設工事
随意契約	１ 件	・ 神戸淡路鳴門自動車道料金収受実施業務委託（その１）
委員からの意見・質問、それに対する応答等	意見・質問	回答
	・ 別紙のとおり	・ 別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・ 意見の具申又は勧告はなかった。	

意見・質問	回答（説明を含む）
①入札方式別発注業務について説明 ・ 特になし	
②指名停止等運用状況について説明 ・ 特になし	
③一般競争（引越荷物運送（単価契約）） ・ 予定価格はどのように算出したのか。 ・ 参考見積りを提出した企業と、実際入札に参加した企業は重複することがあるのか。また、参考見積りを提出したが入札には参加しない場合、考えられる理由は何か。	・ 過去に、当社と取引実績のある企業から参考見積りを徴収して作成した。 ・ 参考見積り提出企業と入札参加企業は重複する場合もある。入札には参加しない場合の理由としては、他機関の入札との兼ね合い等が考えられる。
④条件付一般競争（令和３年度神戸管内舗装補修工事（その２）） ・ 評価値の大小により、入札金額による順位が逆転した例は過去にあるか。また、評価点は誰が算定しても同じ点数になるか。 ・ 付与点とは何か。 ・ 予定価格は事前に公表しているのか。	・ 逆転した例はある。評価点は、あらかじめ客観的な基準を定めているため、誰が算定しても同じ点数となる。 ・ 加算点１位が２者以上の場合、入札者間の点差がつきやすいようにするための措置である。 ・ 事前には公表しておらず、落札後に公表している。
⑤条件付一般競争（令和４年度神戸管内社屋等施設保守管理業務委託） ・ 落札率が他案件に比べ低いのはなぜか。また、予定価格は適正に算出されているか。	・ 令和２年度より複数者が入札に参加し落札率が低下していることや、企業側の事情により低価格での受注が可能であることが原因と考える。また、当社の他の管理センターにおいては概ね 90%の落札率であるため、予定価格の算出は適正であるとする。

・ 役務契約の場合でも、最低制限価格や低入札価格調査等の制度はあるか。 ・ 非落札者についても入札価格が低価格であるが、落札者と同様の理由によるものか。 ・ 競争によるたたき合いが起こっても、品質確保に問題は無い。 ・ 規模の大きな修繕が発生した場合、どのように手続きを行うのか。	・ 工事契約では制度があるが、役務契約では無い。 ・ 非落札者についても企業側の事情があるものと推測する。 ・ 監督員が確認を行うため、品質確保に問題は無い。 ・ 本業務は点検管理を行う業務であるため、大規模修繕が発生した場合は別途契約をすることになる。
⑥指名競争（令和３年度粒江ＰＡ（上り）喫煙所移設工事）	
・ 価格協議では協議対象者と発注者間で、入札金額の妥当性の確認を行うという理解で良いか。	・ 協議対象者と発注者間で入札金額の合理性及び妥当性を確認し、発注者において合理性又は妥当性を認めたときは、協議対象者を落札者としている。
⑦随意契約（神戸淡路鳴門自動車道料金収受実施業務委託（その１））	
・ 平成２２年度より同一の受注者と特命随意契約をしているにも関わらず、第７回目まで見積合わせを行うほど受発注者で金額に差が生じているのか。 ・ 受注者が予定価格まで見積金額を下げたとしても、十分な給与や人材を確保することはできるのか。	・ 年によって人件費が変動したり、新たに物件費を追加したりすることがあるため。 ・ 標準的な賃金単価や上昇率を考慮して予定価格を設定しており、業務実施上の支障は無い。
⑧子会社の外注状況の確認（交通管制・施設監視中央局設備他運用サポート支援業務）	
・ 特命随意契約（契約の性質、目的が競争を許さない）により契約しているが、具体的にはどのような理由によるのか。	・ 中央局システムの点検管理を行うにあたり、当該システムを構築した企業が最も内容を熟知しており、他の企業では対応できないため、特命随意契約としている。